

産業創造リーディングゾーン「ZET-valley」の形成に向けた  
連携・協力に関する協定書

以上、本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月2日

京都府（以下「甲」という。）、向日市（以下「乙」という。）、西日本旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）、株式会社京都銀行（以下「丁」という。）は、京都府が進める産業創造リーディングゾーン「ZET-valley」の形成に連携・協力して取り組んでいくため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁がそれぞれの有する知見やネットワークを活用することにより、脱炭素社会の構築に必要なEV、バッテリー、バイオものづくりなど京都産業が世界的な競争力を有する分野について、向日市を中心とするJR京都線沿線において、ゼロカーボンまちづくりを実現するモデルプロジェクトの推進並びに国内外のスタートアップ企業・事業会社等の集積を図る「ZET-valley」を形成するとともに、就業人口・定住人口・交流人口の増加を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) オープンイノベーションの推進に関すること
- (2) スタートアップ企業と事業会社等との共創プロジェクトの創出、実証、実装の推進に関すること
- (3) 共創プロジェクトの事業化支援に関すること
- (4) 関係企業の誘致に関すること
- (5) 効果的な情報発信に関すること
- (6) ZET-valley の中核となる先導拠点の誘致等に関すること
- (7) その他、前条の目的に沿い、甲、乙、丙及び丁が合意した事項に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める連携・協力事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、取組ごとに別途取り決める。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙、丙又は丁のいずれか一方から相手方に対し書面による申し出がない限り、同一内容で1年間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

2 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報をについて、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲、乙、丙及び丁は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

甲 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府知事

西脇 隆俊

乙 向日市寺戸町中野20番地

向日市長

立川一介

丙 京都府京都市南区西九条北ノ内町5番地5号  
西日本旅客鉄道株式会社  
近畿統括本部京滋支社

理事 京滋支社長

財 岡啓

丁 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地  
株式会社京都銀行

取締役頭取

土井 伸宏